

## 「令和8年度青森県UIJターン就職促進交通費助成事業費補助金」よくある質問FAQ

## ＜補助対象経費（補助の対象となる経費）関係＞

Q 1. 県内に実家がありますが、面接先企業まで距離があるため、宿泊施設に前泊しました。この場合、宿泊費の補助を申請することはできますか。

A 1. 宿泊施設を利用した場合は対象となります（領収書の添付が必要となります）。

Q 2. 補助対象経費となる具体的な交通手段はどのようなものですか？  
また、補助対象経費となる具体的な宿泊施設とはどのようなものですか？

A 2. 鉄道、航空機、船舶、バスなど公共交通機関の料金が対象となります。また、鉄道に関しては、グリーン料金、グランクラス料金を除いた額が対象となります。**タクシーや自家用車、レンタカー、高速道路利用料は対象外**です。

また、対象経費となる宿泊施設については、ホテル、旅館などが対象となります。**漫画喫茶、インターネットカフェ、カラオケ店などは対象外**です。

Q 3. 交通費と宿泊費がセットになったパック型旅行商品の場合、補助対象経費となりますか。また、どのように記載すればいいですか。

A 3. パック型旅行商品も補助対象経費となります。この場合、宿泊費は定額 3,000 円の支給となりますので、下記の計算方法により算出した交通費を記載してください。また、記載にあたっては記入例【交通費・宿泊費パック型の場合】をご確認ください。

＜計算方法＞ パック型旅行商品の総額 - 宿泊費相当額（6,000 円） = 交通費

Q 4. 県外の住所地と面接先企業の住所との往復の経路はどのような経路でもよいですか。

A 4. 県外の住所地と県内の目的地の往復に当たって最も合理的と認められる経路が対象となるため、適切な経路を選択してください。また、**申請書には住所地を確認できる書類を添付**してください（**運転免許証や公共料金の領収書**など）。

Q 5. 県外の住所地から県内にある実家に立ち寄り、そこから企業の面接等に参加した場合の交通費は対象になりますか。

A 5. 対象になります。ただし、実家への移動が面接等を目的としたものである必要がありますので、移動日と面接等の日付が極端に離れている場合は対象外となります。

※**企業訪問日前後 1 週間以内**を対象とします。その他事情がある場合にはお問合せください。

〔例： 6月14日 往路 新幹線で青森へ（6月13日以前の移動は対象外）  
6月21日 面接日  
6月28日 復路 新幹線で東京へ（6月29日以降の移動は対象外）〕

Q 6. 申請は必ず往復の経路を提出しなければなりませんか。例えば、就職活動以外の目的で実家に既に滞在しており、企業との面接後、県外の居住地へ移動した場合は対象になりますか。

A 6. 就職活動に要した経費として、往路又は復路のみの申請も可能です。

Q 7. 採用試験等を受けた企業や他の地方公共団体等から交通費の一部支給を受けましたが、自己負担をした分については対象になりますか。

A 7. 企業等から一部支給を受けた場合でも、**支払った交通費及び宿泊費から企業等からの支給額を控除した金額の2分の1の額を補助**します。

**例1：補助対象者の方が、往復の交通費 34,000 円を支払い県内企業のインターンシップに参加した際に、企業から 10,000 円の支給を受けた場合**

<計算方法>

$$\begin{aligned} & (\text{補助対象者が支払った交通費} - \text{企業からの支給額}) \times 1/2 \\ & = (34,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 12,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（12,000 円）又は 18,000 円のいずれか低い額 ⇒ **補助額は 12,000 円**

**例2：補助対象者の方が、交通費 42,000 円、宿泊費 10,000 円を支払い県内企業の説明会に参加し、企業から交通費 5,000 円、宿泊費 3,000 円の支給を受けた場合**

<計算方法>

- (補助対象者が支払った交通費 - 企業からの交通費支給額) × 1/2  
= (42,000 円 - 5,000 円) × 1/2 = 18,500 円

補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（18,500 円）又は 18,000 円のいずれか低い額 ⇒ **補助額は 18,000 円…①**

- (補助対象者が支払った宿泊費 - 企業からの宿泊費支給額) × 1/2  
= (10,000 円 - 3,000 円) × 1/2 = 3,500 円

補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（3,500 円）又は 5,000 円のいずれか低い額 ⇒ **補助額は 3,500 円…②**

➔ **今回の補助額は、① (18,000 円) + ② (3,500 円) = 21,500 円**

## <申請方法>

Q 1. どのように申請すればいいですか。

A 1. メール又は郵送により提出をお願いします。なお、書類に不備などがあった場合、確認がスムーズに行えることから、メールでの申請を推奨しています。

Q 2. メールで申請する場合の注意点はありますか。

A 2. メールで申請する場合は、下記の申請専用メールアドレスに送信してください（携帯メールアドレスよりも、PC用メールアドレスでの送信を推奨します）。

なお、迷惑メール対策をしている方は、申請の前に「[@pref.aomori.lg.jp](mailto:@pref.aomori.lg.jp)」を受信できる設定にしてください。

申請の際、訪問先企業等の証明、領収書等の添付書類に関しては、スキャンしたPDFデータ又は画像により提出してください。

◆申請専用メールアドレス：[kotsuhijosei@pref.aomori.lg.jp](mailto:kotsuhijosei@pref.aomori.lg.jp)

◆メール件名：令和8年度 青森県UIJターン就職促進交通費補助金申請書（●●●●）

※（ ）内は申請者氏名を入れてください。



詳細はこちら

Q 3. 申請書が届いているか確認したいのですが。

A 3. 郵送の場合、こちらから個別に受理のご連絡は差し上げません。メールの場合は、県から確認メールを返信します。

Q 4. 交付申請はいつまでに行う必要がありますか。

A 4. **就職活動等の実施日（同一企業等で複数回実施した場合は最後の実施日）から起算して30日を経過した日又は住所地から目的地までを往復した移動日が属する年度の3月19日のいずれか早い期日までに、青森県若者定着還流促進課に必着で提出してください。**なお、書類等に不備があり年度末までに内容が確認できない場合、補助金の支給ができない可能性もございます。**書類に不備・不足がないか、提出前に必ずご確認ください。**

※メール・郵送共に、申請期限までに県への到着が確認できない場合は対象外となります。

※**予算額に達した場合は申請期限前に受付終了となることから、就職活動等の終了後、お早目の申請を推奨します。**

## <添付書類>

Q 1. 交通費の領収書を取得していませんが、申請できますか。

A 1. 領収書に関わらず、交通費を支払ったことが証明できる書類（クレジットカードの明細、乗車前の切符のコピー等）があれば、その原本又はコピーを添付の上、申請できます。

令和8年度青森県UIターン就職促進交通費助成事業費補助金交付要綱第5第2項により、証明できる書類がなければ申請ができないため、**領収書等（宛名が申請者本人のもの）は必ず取得、保管**いただきますようお願いいたします。

Q 2. 交通費を支払ったことが証明できる書類とは、どのようなものですか。

A 2. 「切符を購入した際の領収書」、「切符を購入した際のクレジットカードの明細」、「乗車前の切符のコピー」、「降車時に駅で無効印を押した切符」、その他移動に要した費用が分かるもの（原本又はコピー）です。

Q 3. 交通費を支払った証明書として、乗換案内の検索結果は使用できますか。

A 3. 使用できません。

Q 4. 領収書が往路の片道分しかありませんが、復路の金額を覚えています。申請すれば往復分が対象となりますか。

A 4. 領収書等、交通費を支払ったことが証明できる書類（原本又はコピー）がなければ補助の対象となりません。この場合は往路片道分のみが補助対象となります。

## <補助回数>

Q 1. 複数企業の採用試験を受けましたが、補助は何回受けられますか。

A 1. **補助は対象者1人につき1年度1回限り**です。なお、就職に係る企業説明会、採用試験等で**同一企業を複数回訪問した場合のみ、まとめて1回として申請が可能**です。

## <補助金の支給時期>

Q 1. 補助金はいつ支給されますか。

A 1. 申請書を受理した後、概ね1ヶ月程度で支給額の決定を行い、決定通知書をお送りします。

その後、請求書を提出してから、概ね1~2ヶ月で支給となりますが、申請書等に不備がある場合には、支給日が遅れる可能性もありますのでご注意ください。

## <合同企業説明会、企業の説明会>

Q 1. 合同企業説明会に参加した場合、(別紙)「採用面接・インターンシップ・合同企業説明会等実施(参加)証明書」は、合同企業説明会を主催している企業や行政機関の担当者に記載してもらってもいいですか。

A 1. **原則、合同企業説明会等でブース訪問した企業の担当者の方に記載してもらってください。やむを得ず、主催者に記載してもらった場合は、余白にブース訪問した企業名を記載してください。**

Q 2. 企業の所在地とは別の場所で行われた説明会に参加した場合、別紙の「企業等証明欄」には、企業と説明会場のどちらを書けばいいでしょうか。

A 2. 企業の所在地と会場の住所、両方記載してください。

## <訪問先企業>

Q 1. 別紙の「企業等証明欄」に、訪問先企業から記載してもらい忘れました。県から訪問先企業に確認をしてもらうことは可能でしょうか。未記載で申請してもいいでしょうか。

A 1. 申請者の方が自ら、訪問先企業に別紙の当該欄に記載していただいた上での申請となります。県から訪問先企業に直接記載を依頼することはありませんので、企業訪問時に記載の依頼を忘れた場合には、後日、訪問企業にご自身でお問い合わせください。

ただし、未記載の場合でも、採用試験の選考結果等、企業を訪問したことが証明できる書類(コピー)の添付により、別紙への記載に替えることができますものとして。

なお、**企業のパンフレット等は代替の書類となりません**のでご注意ください。

Q 2. 本社が県外にある企業の採用試験を青森県内の事業所で受けた場合は対象になりますか。

A 2. 本社が県外にある企業であっても、青森県内に支店や事業所等があり、そこで採用試験、面接等を受けた場合は補助の対象になります。

## <その他>

Q 1. 採用試験を受けた結果、不採用となりましたが、対象となりますか。

A 1. 不採用の場合も対象となります。

Q 2. 交付要綱に記載のある「地方就職学生支援事業」の内容を教えてください。

A 2. 東京圏（※）から青森県内での就職活動に参加するための交通費（上限 18,000 円）及び青森県内に移住する際に要した移転費（上限 108,000 円）について、移住先の市町村が支給する事業です（一部市町村を除く）。

なお、詳細については、移住先の市町村にご確認ください。

（※）東京圏…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（条件不利地域を除く）

### <対象者>

大学又は大学院の卒業年度において、

- 東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに原則 4 年以上在学し、当該大学等を卒業・修了している方
- 東京圏内に在住の方

※交通費については、青森県内に所在する企業への就職が内定している在学中（卒業見込み）の方も対象

Q 3. UIJ ターン就職促進交通費助成事業費補助金と地方就職学生支援事業は併用できますか。

A 3. 併用することはできません。地方就職学生支援事業を活用できる場合には、本補助金の対象にはなりませんのでご注意ください。